

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>I ビジョン及び中期経営計画</p> <p>2 中期経営計画の策定及び進捗状況</p> <p>2. 7 神戸市水道サービス公社について</p> <p>[意見9] 神戸市水道サービス公社の役割について</p> <p>神戸市水道サービス公社の設置目的である「神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与する」ためにも、神戸市水道局が策定する計画に、公社の役割について示すべきである。</p>	<p>水道サービス公社の役割は、高度経済成長期には先行管布設、市民皆水道（S60）以降は検針・未納整理・満了メーター取替業務に従事することで、時代の変化と水道局のニーズに対応しながら本市水道事業を補完してきた。</p> <p>これらの業務に競争性を導入し、水道事業のさらなる効率化を推進するなかで、公社の役割を、他事業体からもニーズの高い設計・工事監理業務や水道法改正関連業務へとシフトする事業構造の変革を公社経営計画期間中に集中して取り組んでいく。</p> <p>また、外郭団体マネジメントの観点から、公社が果たすべきミッションを水道局から提示した。公社はこのミッションに基づき経営改革プランを作成、運用している。</p> <p>(水道局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>3. 3 ビジョン2025の取組について</p> <p>(2) 公民連携の進捗状況</p> <p>[意見11] 公民連携の推進及び神戸市の果たすべき役割について</p> <p>民間への委託を更に進めるにあたっては、セーフティネットの観点等も踏まえて、神戸市水道局として直営を維持すべき業務を整理した上で、民間への委託が可能な業務を検討していく必要がある。</p> <p>また、その検討にあたっては、広域連携の推進と合わせて、神戸市としての果たすべき役割を見極めながら検討していくべきである。</p>	<p>水道料金関係業務の委託業務の拡大（停水業務等）を図った。</p> <p>令和3年3月から垂水センターで実施し、令和3年8月から東部・中部・北・西部センターで実施し、令和3年10月から夜間停水解除業務等（全市）を委託した。</p> <p>引き続き民間活力の導入を推進していく。</p> <p>(水道局)</p>	<p>措置済</p>
<p>II 収入及び債権管理</p> <p>1 水道事業</p> <p>1. 4 不納欠損の計上時期について</p> <p>[指摘事項1] 債権残高の妥当性</p> <p>破産法、会社更生法等の法令に基づき、徴収金債務者の責任の全部又は一部が免除されたときは、認可決定が確定した年度においてその回収不能額を不納欠損処理されたい。</p>	<p>当該案件については令和3年8月17日付で不納欠損処理を行った。</p> <p>今後は、破産法・会社更生法等の法令に基づき債務者の責任の全部または一部が免除されたときは、時効の完成を待たずに欠損処理を行う。</p> <p>(水道局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>1. 5時効の管理について [指摘事項2] 時効の管理 時効管理は債権管理の基本的かつ重要な要素であるので内部チェック等の内部統制を構築されたい。</p>	<p>管理職による営業会議（令和3年4月23日）等を通して、時効管理の作業に関する適正な手続きについて職員へ周知を行った。引き続き、適正な事務執行に努めていく。 （水道局）</p>	措置済
<p>Ⅲ 支出 1 工事請負契約・委託契約 1. 3委託契約 (2) 公社との委託契約について [意見23] 発注事務及び支払業務の委託について（対公社） 発注事務及び支払業務については本来水道局が実施すべき業務と考えられる。 一方で、限られた人員体制の中で、効率的かつ経済的な事業運営を目的に市出資団体である公社の活用を進めることは考えられるが、その場合には、過度な委託による追加費用の発生等、かえって非効率的・非経済的にならないよう、必要に応じて活用する場合の要件を設定する等対応策を講じることが必要である。</p>	<p>公社への随意契約の妥当性を判断する基準を策定し、業務の効率化・経済性の向上が図ることができる業務を委託することとした。 （水道局）</p>	措置済
<p>(3) その他の委託契約について [意見30] 岩岡7号上池埋立地、岩岡8号下池埋立地の有効活用について 経費節減の観点及び資産の有効活用の観点から、当該埋立地の売却や活用方法等を検討するべきである。</p>	<p>当該用地を事業用定期借地による貸付として活用するため、令和3年度に公募により事業者募集を行った。選考された事業者と令和4年5月末契約予定である。 （水道局）</p>	措置済
<p>2 人事労務管理 (3) 特殊勤務手当 ①停水手当 [意見33] 停水手当について 通常の業務範囲内と考えられる停水業務にかかる停水手当の支給は、特殊勤務手当の制度の趣旨からして適切ではないことから、制度の廃止を検討すべきである。</p>	<p>停水業務については、令和3年8月に民間委託を行い、それに合わせて、停水手当の支給実績もなくなった。 （水道局）</p>	他の方法で対応
<p>3 資産管理 3. 2 たな卸資産管理 (3) 貯蔵品及び決算品の出納について ①貯蔵品出納員が備え付ける帳簿 [指摘事項7] 貸借対照表計上額と在庫状況表計上額との差異について 当該差異に関しては、金額的には僅少であるものの、早急に改善の必要がある。</p>	<p>令和2年度決算数値から貸借対照表計上額と在庫状況表計上額との差異を合致させた。 （水道局）</p>	措置済
<p>③貯蔵品の請求及び払出し [指摘事項9] 資材受払票における必須記載事項の記入漏れについて 資材の払出し（受入れ）が行われた場合には必ず払</p>	<p>資材の管理については令和3年4月から外部委託を行っており、事務マニュアルを作成し、委託先と所管課それ</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>出(受入)年月日を記載し、受取印を押印する必要がある。</p> <p>また、内部統制上、担当者が記載を失念した場合においても上長等がそれを発見できる体制を構築すべきである。</p>	<p>それぞれ記載誤りや記載漏れ等の不備がないか二重チェックする体制とした。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>⑥キャッシュ・フロー計算書における計上区分について</p> <p>[指摘事項11] キャッシュ・フロー計算書における計上区分について</p> <p>貯蔵品の増減額については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度決算から業務活動によるキャッシュ・フローの区分に計上することとした。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(4) 貯蔵品のたな卸について</p> <p>①たな卸の実施時期について</p> <p>[意見39] たな卸実施時期について</p> <p>現状、年2回のたな卸のうち9月末に行われるたな卸に重点を置いているが、年度末である3月末のたな卸に重点を置き、少なくとも9月末と同じ水準で実施すべきである。</p>	<p>令和3年度より、3月末のたな卸について、委託業者も活用しながら複数の職員で突合確認作業を実施するなど、重点を置いて実施するようにした。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>③継続した不良品等の発生について</p> <p>[指摘事項13] 不良品及び不用品の判断基準の明確化について</p> <p>不良品及び不用品の処分について適時、適切に判断し、処理することができるように、不良品及び不用品の判断基準を明確に定め、処分時には決裁書等にその理由を明記されたい。</p>	<p>不良品及び不用品についての判断基準を作成し、処分時には決裁において処分理由を明示するよう改善した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>3. 3 固定資産管理</p> <p>(4) 固定資産台帳について</p> <p>③貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額との差異について</p> <p>[指摘事項15] 貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額との差異について</p> <p>毎年度決算において貸借対照表計上額と固定資産台帳計上額が一致していることを確認し、一致していない場合には原因究明を行い、固定資産台帳の修正などの対応をされたい。</p>	<p>指摘のあった差異については令和2年度決算において修正した。</p> <p>令和3年度には、固定資産台帳の整理を行い、再発防止に向けて、固定資産にかかる決算処理について事務フロー及びマニュアルを整備した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(5) 固定資産の取得について</p> <p>①備品の資産計上の判断基準について</p> <p>[指摘事項16] 備品の資産計上の判断基準について</p> <p>備品の資産計上の判断基準について、改めて周知・徹底を図るとともに、内部統制上、担当者が誤って計上した場合でも上長等の確認などにより早期に発見できる体制を構築されたい。</p>	<p>局内で統一した基準で管理できるよう、備品台帳の管理に関するマニュアルを作成するとともに、自主監査時のチェックリストに備品管理の項目を追加し、定期的にチェックできる体制を整えた。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>②固定資産台帳への登録方法について</p> <p>[意見42] 固定資産台帳への登録方法について</p> <p>誤った登録の発見のため、上長などの第三者のチェ</p>	<p>指摘のあった誤登録の消去漏れについては、令和2年度決算において修正</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ックを強化するなど内部統制上の体制を整備すべきである。</p> <p>また、固定資産台帳には、管理可能な単位である個々の機器ごとに登録するなど局全体としての方針を定める必要がある。</p>	<p>した。</p> <p>令和3年度には、固定資産台帳の整理を行い、再発防止に向けて、固定資産にかかる決算処理について事務フロー及びマニュアルを整備した。決算処理にかかる所属通知においても登録方法について注意点を記載しており、今後とも注意喚起に努める。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>③耐用年数の登録誤りについて</p> <p>[指摘事項17] 耐用年数の登録誤りについて</p> <p>耐用年数の誤りについては、平成15年度の包括外部監査で指摘されているにもかかわらず、今回の監査においても散見された。</p> <p>地方公営企業法施行規則別表第2号に基づき適切に登録を行えるようにするため、担当者向けの研修会などの開催や仮に担当者が誤って登録を行った場合においても早期に発見できる体制を構築するなど、早急に対応されたい。</p>	<p>指摘のあった登録誤りについては、令和2年度決算において修正した。</p> <p>令和3年度には、地方公営企業法施行規則に基づき、固定資産の耐用年数について整理し、再発防止に向けて、固定資産にかかる決算処理について事務フロー及びマニュアルを整備した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(6) 固定資産の除却について</p> <p>②未使用の電話加入権について</p> <p>[指摘事項18] 未使用の電話加入権について</p> <p>未使用等電話加入権については実体のない資産であり、除却処理をされたい。</p> <p>また、内部統制上、使用されなくなった電話加入権について適時適切に除却処理できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>指摘のあった未使用等電話加入権については、令和2年度決算において除却処理を行った。</p> <p>令和3年度には、再発防止に向けて、固定資産にかかる決算処理について事務フロー及びマニュアルを整備した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(7) 減損会計について</p> <p>②遊休資産の減損</p> <p>(ウ) 建設仮勘定の滞留状況について</p> <p>[指摘事項22] 資産性のない建設仮勘定について</p> <p>いつでもじゃぐち整備工事について除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施された。</p> <p>また、甲南ポンプ場改修工事についても除却処理又は減損処理について検討するべきである。</p> <p>なお、内部統制上、建設仮勘定に係る工事が中止になっていないかについて確認を行う体制の構築が必要である。</p>	<p>指摘のあった資産については、除却処理を行い、令和2年度決算に反映した。</p> <p>今後は、決算時に作成する一覧表で複数年度にわたる建設仮勘定計上項目についてチェックするなど、適切に処理していく。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(8) 固定資産の現物管理について</p> <p>[指摘事項23] 固定資産の現物管理(除却漏れ、現物確認)について</p> <p>固定資産台帳に記載された資産の実在性、正確性を確保するため、固定資産の廃棄・撤去・取壊等を行った場合には、必要な管理者の決裁を受けるとともに、会計上も速やかに除却処理を行われたい。</p> <p>また、一部現物には資産番号・名称等の識別コード</p>	<p>指摘のあった除却漏れについては、令和2年度末の固定資産台帳に反映した。</p> <p>令和3年度に固定資産の現物確認を行い、固定資産台帳の整理を行った。</p> <p>また、再発防止に向けて、固定資産にかかる決算処理について事務フロー及</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>等が付与されていなかったが、現物確認の実効性を高めるためにも可能な限り識別コード等を付与すべきであり、合わせて毎事業年度少なくとも1回以上現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>	<p>びマニュアルを整備した。</p> <p>(水道局)</p>	
<p>(9) 備品の現物管理について [指摘事項24] 備品の現物管理について 施設ごとに備品を把握できるように既存の備品台帳の情報を整理のうえ、今後の登録方法の改善を行うとともに、現物確認の重要性の周知・徹底により、備品番号票の添付漏れやチェックリストの見落としを防止することなどで、現物確認の実効性を高め、備品管理が適切に行われるような取り組みを進められたい。</p> <p>また、定期的に現物確認（現物と台帳の照合）を行う必要がある。</p> <p>なお、内部統制の観点からは、現物確認に際して管理部門が立ち合った上で確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うことや確認状況に関する報告書の提出を求めることも検討するべきである。</p>	<p>令和3年4月に神戸市水道局物品会計規程の改正を行い、改正した規程に合わせて、局内の物品の確認及び備品台帳の整理を行った。</p> <p>また、局内で統一した基準で管理できるよう、備品台帳の管理に関するマニュアルを作成するとともに、自主監査時のチェックリストに備品管理の項目を追加し、定期的にチェックできる体制を整えた。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>IV 情報システム 4 情報セキュリティ対策基準等への準拠 (1) 情報資産台帳の整備について [意見48] 情報資産台帳の整備について（共通） 情報資産に係るリスクを分析し、適切なアクセス制限の設定、不必要な情報資産の速やかな廃棄等により情報セキュリティを確保するため、特に重要な情報資産については、具体的な保管状態及び所在まで含めた「情報資産台帳」を作成するべきである。</p>	<p>令和3年度に具体的な保管状態及び所在まで含めた「情報資産台帳」を整備した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(17) 自己点検について [意見61] 自己点検について（共通） 神戸市水道局の情報セキュリティ対策状況について、継続的な対応ができていないか否かの確認ができるような具体的な点検項目を作成し、実施するとともに、定期的に見直しするべきである。</p>	<p>令和3年度に対策基準を定めて自己点検を実施した。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>(18) 情報セキュリティ実施手順の策定について [意見62] 情報セキュリティ実施手順の策定について（共通） 情報セキュリティポリシー等の確実な遵守を達成するために、神戸市水道局の情報セキュリティ対策に係るリスク評価を実施した上で、より具体的な施策を策定するべきである。</p>	<p>令和3年度に作成が求められるすべてのシステムについて、情報セキュリティ実施にかかる手順書を作成、または更新を行った。</p> <p>(水道局)</p>	措置済
<p>V 神戸市水道サービス公社 4 中期経営計画 4.4 中期計画の検証</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[指摘事項28] 中期経営計画の中間検証について 「あり方検討委員会」からは、中期経営計画の中間段階で中間検証を行うべきとの提言を受けていたにもかかわらず、その中間検証を行っていなかった。 次期中期経営計画においては、中間検証を実施し、必要な対策を講じるなどの対応をされたい。</p>	<p>計画期間の中間地点にあたる令和4年3月に、経営改革プランの策定にあわせて、中期経営計画2023の改訂を行った。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>5 職員 5. 2 手当 [指摘事項29] 作業手当の取扱について 作業手当を支給しないことについて、改めて組合との協議を行った上で書面に残すとともに、合意内容に応じて関係規定を改定されたい。</p>	<p>令和2年12月から令和3年2月にかけて公社の労働組合と給与関係の交渉を行い、その結果、作業手当のうち高所作業については支給対象として残すことで合意した。(金額は1日250円に変更) 当該組合交渉の中で、今後支給が想定されない手当について廃止するなどの整理も併せて行い、令和3年3月に合意内容に応じた就業規則の改正を行った。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>
<p>6 契約事務とコンプライアンス [意見64] 公社独自の随意契約の金額基準の設定について 公社の契約について、競争性を高めるためにも、神戸市水道局の随意契約の金額基準をそのまま採用するのではなく、公社の工事等の規模に合わせ、金額を引き下げた公社独自の基準の設定を検討するべきである。 また、合わせて公社の契約事務審査会等で審査対象となる契約金額も引き下げる検討をするべきである。</p>	<p>意見を踏まえて、随意契約の金額基準及び契約事務審査会の審査対象につき、改訂するべきか否かについて改めて検討を行ったが、公社の工事件数が今後拡大していくことや、事務処理の負担等を踏まえ、神戸市水道局と同等の基準とするとの結論に至った。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見65] 契約事務と内部監査について コンプライアンスの確保のため、公社においても契約事務を自主監査の対象とするべきである。</p>	<p>令和3年度の内部監査より、契約事務を監査対象とした。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>
<p>7 財政 7. 3 保有資産の状況 [意見67] リース契約自動車の資産計上について 一般財団法人においても、一般に公正妥当と認められる会計が要請されているが、一般に公正妥当と認められる会計では、ファイナンスリースは資産計上することが通常の会計処理である。 重要性の観点から賃貸借処理も容認されているが、公社の令和元年度の固定資産の金額(22,825千円)や税引前利益の金額(20,398千円)から判断すれば、重要な資産として資産計上するべきものである。</p>	<p>令和3年度より、リース契約自動車については、残リース期間にかかるリース料を固定資産として計上している。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>